

東京電力福島第一原発の汚染水に係る公害罪法違反告発事件の処理について

平成28年3月29日 福島地検

当庁は、本日、標記事件につき、不起訴処分とした。

第1 告発事件及び処分の概要

1 告発事実の要旨

被告発人32名は、東京電力の業務に関し

第1 本件フランジ型タンクから汚染水を密接型タンクに移し替え、周辺の堰の排水弁を閉止し、本件タンクから汚染水が漏えいした場合に漏えいを早期に検知して防止する業務上の注意義務があるのにこれを怠り、これらの措置を講じなかった過失により、平成25年7月頃から、本件タンク内の汚染水（R0濃縮塩水）約300トンを漏えいさせて海に流出させ

第2 原子炉施設を囲む陸側遮水壁を設置する業務上の注意義務があるのにこれを怠り、平成23年6月17日、その設置を中長期的対策として先送りにし、その後約2年間にわたって放置した等の過失により、不明の時期から現在までの間、原子炉施設から汚染水（滞留水）を漏えいさせて一日当たり300～400トンを海洋に流出させもって業務上必要な注意を怠り、事業場における事業活動に伴って人の健康を害する物質を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた。

2 処分結果

(1) 告発事実第1

不起訴処分（嫌疑不十分） 被告発人西澤、同廣瀬、同相澤、同小森、同東京電力

不起訴処分（嫌疑なし） その他の被告発人28名

(2) 告発事実第2

不起訴処分（嫌疑不十分） 被告発人勝俣、同清水、同西澤、同廣瀬、同武藤、同相澤、同東京電力

不起訴処分（嫌疑なし） その他の被告発人26名

(3) 処分理由の骨子 別紙記載のとおり

別 紙

前提： 本来、一部でも要件が立証困難である時点で不起訴に帰するが、本件事案の性質にかんがみ、一部の要件が立証困難であっても、念のため、他の要件につき更に検討する。

第1 福島第一原発沖への放射性物質の流出

海水の放射性物質濃度の上昇が見られるなど、確実に流出したと認められる事象

- ② 平成23年3月の原発事故で飛散した放射性物質の落下（セシウム137を指標とした試算によると、原発事故以降の海洋流入量の約80%）
- ⑤ 平成23年4月から5月のピットからの高濃度汚染水流出（同約20%）
- ⑥ 同年4月の東京電力による集中廃棄物処理建屋の低濃度汚染水約1万トンの放出
- ⑦ 同年12月に蒸発濃縮装置からRO濃縮塩水が漏えいし最大約150リットルが排水路経由で海に流出した事故
- ⑧ 流出源は不明であるものの港湾等への放射性物質の継続的流出（同上約0.6%。本件で排出があったとすればこれに含まれる。）

第2 告発事実第1

1 排 出：立証困難

(1) 意 義

本件では、放射性物質を福島第一原発（事業場）の構内から海に出すことが「排出」と考えられる。

(2) 検 討

ア 地下水ルート

漏えいしたRO濃縮塩水の多くは土壤に浸透し、回収されなかつたものは地下水に混入したと見られ、関係各証拠によると、本件タンクから漏えいした放射性物質を含む地下水が海に達するまで相当の期間を要するから、海に排出されているとは認め難い。

イ 排水路ルート

漏えいしたRO濃縮塩水の一部が排水路経由で海に流出した可能性は否定できないが、各所の全ベータ放射能はいずれも検出限界値未満で、裏付け証拠なし。

2 危険の発生：立証困難

(1) 意 義

「不特定かつ多数の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある状態を作出したこと」

(2) 排水路ルートにおける排出量からの立証の可否：困難

放射性物質濃度の上昇データがなく、他の推計も困難で、排出量の特定自体不可。

(3) 海水中及び海産物中の放射性物質からの「危険」立証の可否：困難

福島県沖の海水や海産物中の放射性物質は、本件とそれ以外（ⒶⒷなど）のいずれに由来するかを特定不可。

3 事業活動に伴う排出：要件を満たさない

(1) 意義

「工場又は事業場における事業活動の一環として行われる廃棄物その他の物質の排出の過程で、人の健康を害する物質を工場又は事業場の外に何人にも管理されない状態において出すこと」をいい（最高裁判所昭和62年9月22日判決）、①有害物質を事業活動と言える活動中に排出したことだけではなく、②その排出が起きた時点で行われていた活動自体が、排気、排水等の「排出の過程」であることを要する。

(2) 検討

- ・ 東京電力では、平成23年6月から循環注水冷却システムを運用しており、本件タンクは、その際に生じるRO濃縮塩水を保管する汚染水貯留設備であって、RO濃縮塩水の排出は全く想定されていなかったこと
 - ・ 東京電力は、同月からタンクエリアのパトロールを実施していたこと
- 等から、本件事故時の活動は、「排出の過程」とは言えない。

4 過失

(1) 意義

行為者において結果の発生を予見することが可能であり（結果予見可能性）、予見すべきであったのに予見しなかったこと（結果予見義務違反）、結果の発生を回避することが可能であり（結果回避可能性）、回避すべき義務があったのに回避しなかったこと（結果回避義務違反）の全てを充足することを要する。

【注】予見可能性の判断は、行為者と同じ立場にある通常人の能力を基準とした上で、行為、結果、因果関係の本質的部分が具体的に予見可能でなくてはならない。

(2) 本件事故の原因等

漏えい箇所は本件タンク底板のフランジ部であり、フランジ間に取り付けるパッキンに施工不良に至らない程度の軽微なうねり（上下の波打ち）が生じていた箇所で、フランジの熱膨張・収縮の影響でボルトのトルクが低下し、漏えいしたと考えられる。

(3) 考えられる回避措置

- ⑦ 本件タンク内にあるRO濃縮塩水の密接型タンクへの移替え
- ① 堀の排水弁を常時閉止する運用の実施
- ⑦ 漏えいを確実に検知する対策（水位低下で警報を発する水位計の設置、パトロール時の線量計使用の徹底、排水路放射線モニタの設置）の実施

(4) 関係被告発人の特定

⑦⑧は福島第一安定化センター水処理第三GM（グループマネージャー）の権限であり、当時、その指導監督権限を有していた関係被告発人は西澤（社長）、廣瀬（同）、相澤（原子力・立地本部長）、小森（同センター長）の4名。

(5) 結果回避可能性、結果回避義務違反

⑦ 溶接型タンクへの移替え：立証困難

微少漏えいへの対策が開始された平成24年1月頃に必要な広さのタンクエリア開発を決定していても、本件事故前に移替え作業を終えられたと立証することは困難であること等から、タンクの移替えの実施を結果回避義務として課すことは相当でない。

⑧ 堀の排水弁の閉止：結果回避義務を課す余地あり

排水弁を通常時に閉止しておくと、堀内に雨水がたまり目視での漏えい発見が困難になる弊害等は認められるが、同弊害等は限定的なものであったとの評価も可能である。

⑨ 漏えいを確実に検知する対策の実施：結果回避義務を課す余地あり

これらは、実施が可能で、微少漏えい発生後、比較的早期に検知し、排出量を可能な限り低減させることにより「排出」に至る危険性を除去するための有効な手段であると言える。

(6) 結果予見可能性、結果予見義務違反：立証困難

平成24年1月及び2月に合計3件の微少漏えい（にじみ、滴下）事象が発生していましたことから、当時、タンクからの微少漏えいが予見できたことは認められるが、一方で・ フランジ型タンクは広く一般に使用されており、福島第一原発でも、本件事故まで2年以上運用され、その数も本件事故当時は305基にまで増加していたこと
・ 事象後、ボルトの増し締め等により微少漏えいが見られなくなり、土壌堀等による囲い込みも行われたこと

等が認められるから、漏えいしたRO濃縮塩水が堀外に流出して海に達する「排出」についてまで具体的に予見可能であったことを立証する十分な証拠があるとは言い難い。

(7) 小括

回避義務だけを切り離して検討すれば一部認める余地はあるものの、予見可能性が立証困難であることから回避義務は課し得ず、結局、過失を立証することは困難である。

第3 告発事実第2

1 排出：立証困難

・ 「建屋周辺地下水の水位が建屋滞留水の水位よりも高い状態を保っていれば、水圧差により、地下水は建屋に流入するが、滞留水は建屋から流出しない。」との理論（水封）については、物理学的に異論はなく、東京電力は、平成23年7月以降、水封を維持。

- ・ 建屋周辺地下水の放射性物質濃度は、滞留水（数千万Bq/L）と比較すると極めて低濃度で、滞留水漏えいを疑わせるだけの高濃度放射性物質は検出されていない。

2 危険の発生：立証困難

前記1のとおり、滞留水に由来する放射性物質の「排出」を立証する証拠がないから、告発事実第2における「危険」の発生の立証も困難である。

3 事業活動に伴う排出：要件を満たさない

- ・ 滞留水漏えいを示す証拠はなく、東京電力は滯留水漏えいを防ぐため水封を維持しているから、滯留水を封じ込めて「貯留」しているものと考えられること
- ・ 循環注水冷却システムで発生するRO淡水は原子炉に再注入して循環させ、RO濃縮塩水はタンクで貯留していたもので、滯留水排出は全く想定されていなかったこと等が認められ、本件活動は滯留水の封込めと言えるから「排出の過程」とは言えない。

4 過失

(1) 回避措置

滯留水漏えいの証拠がなく、現実の回避措置を想定することは不可能であるが、告発人が主張する陸側遮水壁の設置について検討する。

(2) 回避措置を講じ得る者

陸側遮水壁の設置に関しては、平成23年4月頃から東京電力原子力・立地本部原子力設備管理部長を中心に検討されており、その頃から平成25年5月に汚染水処理対策委員会から設置提言を受けるまでの間、同部長らに対する指揮監督権限を有していた関係被告発人は勝俣（会長であり清水の職務を一時代行）、清水（社長）、西澤（同）、廣瀬（同）、武藤（原子力・立地本部長）、相澤（同）の6名。

(3) 結果予見可能性、結果予見義務違反：立証困難

滯留水漏えいの証拠がなく、滯留水の漏えい自体の予見可能性を論じることは困難。

(4) 結果回避可能性、結果回避義務違反：立証困難

- ・ 汚染水の海洋流出防止のためには海側遮水壁を設置すれば十分であること
- ・ 陸側遮水壁の設置工事に技術的問題があつたこと

等が認められるから、陸側遮水壁設置を回避義務として課すこととは相当でない。

以上